

令和2年4月16日

第10回新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」 本部長指示

4月7日（火）青森市内で2例目、また、4月9日（木）3例目の新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されていること、また、4月7日（火）改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が7都府県を対象に発令されるとともに、青森県内でも22例の感染症患者が発生し、十和田市においてクラスター（集団感染）が確認されるなど、予断を許さない状況が続いていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症への対応について万全を期すため、以下について指示します。

- 小・中学校については、4月20日（月）からの学校再開を断念し、5月6日（水）まで臨時休校を延長する。ただし、自宅での検温（全学級にも電子体温計1,026本を用意）、除菌の徹底（除菌剤4,100本を用意）、マスクの着用など感染症予防対策を厳重に実施した上で、週1回に限り学年別の登校日を設けること。児童生徒が出校しない期間は、遠隔授業を全小・中学校において実施すること。
- 放課後児童会については、引き続き、長期休業中に準じた体制をとること。
なお、放課後児童支援員の負担軽減に向けて、順次教育委員会と連携して対応すること。
- 公共施設の休館・利用中止等の措置を維持することとし、不特定多数の方が集まるイベント・行事、会合などについては、引き続き自粛を求めること。

現在、政府においては緊急経済対策の編成が進められているところではありますが、休業等により収入が減少した世帯への「生活支援臨時給付金」等を一刻も早くお届けするために全力を尽くしてまいります。